

免許状の授与申請に必要な書類

〔根拠規定：免許法別表第1〕

- ・ 免許法別表第1を適用して教員免許状の授与申請をする場合は、次の申請書類を提出してください。
- ・ 各書類の「氏名」には、戸籍簿に記載されている氏名を楷書で正確に**署名**してください。授与する免許状の氏名となります。なお、免許システムで使用しているフォントでは表記できない漢字の場合、対応する字に置き換えて表記することがあります(免許システムで使用している文字フォントはJIS2004です)。

申請書類	留意事項										
1 教育職員免許状授与等申請書(様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式右上の日付は、申請日(書類の提出日)としてください。 ・ 様式第1号の「本籍」には、都道府県名のみ記入してください。 ・ 外国籍の方は、「本籍」には国名を、「氏名」には住民票の写しに記載されている氏名を署名してください。ローマ字で記入された方に授与する免許状の氏名は、履歴書の「ふりがな」に記載されているものをカタカナで表記したものになります。 ・ 「1免許状の種類」と「2教科等」には、次のいずれかを記入してください。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">1 免許状の種類</th> <th style="width: 50%;">2 教科等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園教諭__免許状</td> <td rowspan="2">空欄(教科等の区別はない)</td> </tr> <tr> <td>小学校教諭__免許状</td> </tr> <tr> <td>中学校教諭__免許状</td> <td rowspan="2">申請する教科名を記入</td> </tr> <tr> <td>高等学校教諭__免許状</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校教諭__免許状</td> <td>申請する教育領域名を記入</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「1免許状の種類」の空欄(__)には二種、一種又は専修のいずれか申請する種類を記入してください。 ・ 複数の免許状を同時に申請する場合は、「1免許状の種類」に併記してください。 	1 免許状の種類	2 教科等	幼稚園教諭__免許状	空欄(教科等の区別はない)	小学校教諭__免許状	中学校教諭__免許状	申請する教科名を記入	高等学校教諭__免許状	特別支援学校教諭__免許状	申請する教育領域名を記入
1 免許状の種類	2 教科等										
幼稚園教諭__免許状	空欄(教科等の区別はない)										
小学校教諭__免許状											
中学校教諭__免許状	申請する教科名を記入										
高等学校教諭__免許状											
特別支援学校教諭__免許状	申請する教育領域名を記入										
2 履歴書(様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第2号の「本籍」には、番地等まで正確に記入してください。 ・ 「免許」には、既に所持している教員免許状がある場合は、必ず全て記入してください(これから授与を受ける免許は含みません)。 記入すべき教員免許状がない場合には、種類の欄に必ず「教員免許なし」と記入してください。授与する免許状について、新免許状(免許状に有効期間の満了日の記載があるもの)、旧免許状(同記載がないもの)を判断しますので、空欄のままにはしないでください。 ・ 「学歴」には、在籍した学校について、高等学校から順に記入してください(小学校及び中学校の記載は省略できます)。 また、免許取得のための科目履修等の期間がある場合にも、単位を修得した教育機関名を記入してください。(大学卒業後に、通信教育で科目履修した場合等) ・ 「職歴及び賞罰」には、職歴の欄と賞罰の欄をそれぞれ設けてください。 〈記入例〉 職歴 「〇〇学校(臨時講師) △△教育委員会」 賞罰 「なし」 等 ・ 職歴は、古いものから順に記入してください。 発令年月日(入・退社日)、事項に勤務先の名称及び職名又は職種、官公庁に発令機関(教育委員会名等)を記入してください。給与に関する事項は記載不要です。 ・ 記入欄が不足する場合は、欄を増やした様式を作成し記入してください。 ・ 日付は、様式第1号と一致させてください。申請者が署名してください。 										
3 誓約書(様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員免許状を授与するにあたり、欠格事由に該当しないことを誓約していただくものです。内容を確認の上、申請者が署名してください。 ・ 日付は、様式第1号と一致させてください。 										
4 免許法に定める基礎資格を有することの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請する免許状の種類に応じて、卒業(修了)した大学等の学位授与機関から「卒業(修了)証明書」を取り寄せてください。 例えば、一種免許状を申請する場合の基礎資格は「学士の学位」なので、大学院を修了している方であっても、卒業した大学の卒業証明(学位の証明)が必要です。 										

		※「5学力に関する証明書」により、基礎資格(学士等の学位)、在籍学部・学科名及び在学期間が確認できる場合には、卒業(修了)証明書は提出不要です。
5	学力に関する証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等の単位修得機関から、必ず「学力に関する証明書」を取り寄せてください。「学力に関する証明書」は、教員免許の授与と申請をするための専用の証明書で、単位の修得状況を免許法に定める科目区分で確認できる形式のものです。 ・ 特別支援学校教諭免許状の申請をする方が、既に幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの普通免許状を取得している場合には、申請しようとする特別支援教育領域に係る「特別支援教育に関する科目」の単位が確認できる「学力に関する証明書」を提出してください。 ・ 既に教員免許を取得している方で、その免許状を取得した時の単位を流用して申請する場合には、流用する単位の証明書も必要です。 ・ 専修免許状の申請をする方が、既に同種・同教科の一種免許状を取得している場合(授与根拠規定が免許法別表第1で取得した一種免許状に限ります。)は、大学院で修得した単位の証明書を提出してください(学部で修得した単位の証明書は省略できます。) ・ 複数の大学等で単位を修得している場合は、漏れのないように注意してください。
6	実務に関する証明書 (様式第7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「実務に関する証明書」は、教育職員として勤務した年数に応じて、教育実習の単位を教育実習以外の科目の単位に替えて申請する場合にのみ提出してください。教育実習の単位を修得している方は提出不要です。 ・ 証明者等は申請者の勤務状況により異なります。 免許法別表1を適用して申請する場合で、「実務に関する証明書」の提出が必要な方は、証明を受ける前に秋田県教育庁義務教育課にお問い合わせください。
7	介護等体験証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校又は中学校教諭免許状を申請する場合にのみ、証明書の原本を提出してください。 ・ 既に小学校、中学校又は特別支援学校教諭免許状を取得している場合など、介護等体験が不要な場合があります。
8	既に所持する免許状の写し(コピー)又は免許状授与証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴書(様式第2号)の「免許」欄に教員免許状を記載した場合は、その写し(コピー)を提出してください。免許状の両面に記載がある場合は、両面をコピーしてください。 ・ 免許状の写し(コピー)が提出できない場合には、免許状授与証明書(当該免許状を発行した都道府県教育委員会が交付)の原本を提出してください。なお、授与証明書の場合は、証明日(発行日)から一定期間以上経過したものは使用できません。
9	氏名又は本籍地の異動の変遷が確認できる戸籍関係の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出する書類に記載されている氏名又は本籍地が、婚姻等により申請書(様式第1号)の記載と異なる場合には、異動の変遷が確認できる戸籍抄本が必要です。ただし、複数回異動しているなどの理由で、戸籍抄本だけでは異動の変遷が確認できない場合があります。証明書に記載される内容について、交付前に各自治体の戸籍担当にご確認の上、適当な証明書を提出してください。 ・ 本籍地については、都道府県が変更されている場合にのみ提出してください。同一県内で異動(市区町村以下のみ変更)した場合、戸籍抄本は提出不要です。 ・ 外国籍の方は、記載事項との相違に関わらず住民票の写し(原本)を提出してください。 ・ 証明日(発行日)から一定期間以上経過したものは、使用できません。
10	証紙納付書 (教育職員免許手数料)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証紙納付書右上の日付と納付者の「住所」及び「氏名」は、申請書(様式第1号)と一致させてください。 ・ 手数料額…免許状1通につき 3,300円です。 ・ 中学校及び高等学校教諭免許状は、1教科毎に1通授与します。 〈例〉中(社会)、高(地理歴史)及び高(公民)の免許状を申請する場合は、3通となり、手数料は9,900円分必要です。 ・ 特別支援学校教諭免許状は、申請する教育領域の数に関わらず1通授与します。 ・ 「納付金額」欄に合計額を記入し、秋田県収入証紙で納付してください。 ・ 納付金額を訂正したものや、証紙を私印等で割印したものは無効です。 ・ 証紙は1枚ずつ(重ねずに)しっかりと貼付してください(セロハンテープ使用不可)。 ・ 秋田県証紙の売りさばき場所は、秋田県公式ホームページ「美の国あきたネット」で確認できます。(美の国あきたホーム: ■調べる・部署別で探す) > 納出局 > 会計課)

	<p>(https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/459)</p> <p>秋田県収入証紙には、1円、10円、30円、50円、100円、200円、300円、500円、1,000円、2,000円、5,000円、1万円の種類があります。売りさばき場所によって取り扱いの種類が異なることがあるので、購入前に確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋田県外に居住するなどの理由で、証紙の入手が困難な場合には、「郵便普通為替」又は「郵便定額小為替」でも納付することができます。(普通と定額では、為替の発行手数料が異なります。取り扱いのある郵便局窓口でご確認ください。) <p>為替で納付する場合には、「指定受取人」欄は無記名のまま提出してください。また、為替は機械処理されるため証紙納付書には絶対に貼らないてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 手数料を過剰に納付された場合は、理由に関わらず受付できませんので申請書類を返送します。
11	<p>免許状送付用封筒</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続き完了後に当課から免許状を送付する際に使用する封筒を同封してください。 角形2号の封筒(定形外・240mm×332mm)に、送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記してください。 ※事務処理を円滑にするため、宛名には「様」を付けてください。 定形外郵便料金の切手を貼付してください。 50g以内・・・120円分の切手を貼付 (目安:送付する免許状3通程度まで) 100g以内・・・140円分の切手を貼付 (目安:送付する免許状4通以上) <p>※特殊取扱郵便(「特定記録」や「簡易書留」など)の適用を希望する方は、必ず定形外郵便料金に相当額の切手を追加して貼付してください。なお、特殊取扱料金は、日本郵便のホームページ等でご確認ください。</p>
12	<p>免許状更新講習修了証明書 又は 免許状更新講習履修証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> 「所要資格を得た日」(学位等の基礎資格要件と法定単位の修得の両方を満たした日)から10年以上経過している場合は、免許状の申請をする前に更新講習の課程を修了する必要があります(平成21年3月31日以前に授与された教員免許状を有する方を除きます)。 「所要資格を得た日」よりも後に免許法施行規則第66条の6に定める単位を修得した場合は、これを「所要資格を得た日」とすることはできません。 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書は、大学等の免許状更新講習開設者が発行した証明書の原本を提出してください。

- 書類の審査は、毎月2回行います。
免許状の送付には、審査終了後1～2週間(年度末は3～4週間)程度かかります。特定の期日までに免許状が必要な方は、**申請書類を提出する前に必ずご連絡ください**。
- 書類に記入した申請日と、実際の提出日が乖離している場合は、申請を受付できないことがあります。
- 問い合わせ先
秋田県教育庁義務教育課 調整企画・教員免許班 免許事務担当あて ※県庁第二庁舎7階です。
TEL:018-860-5141

【申請書類の送付先】

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県教育庁義務教育課 調整企画・教員免許班

申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「教育職員免許状授与申請書類在中」と朱書きしてください。

教育職員免許法に改正により、平成21年度から教員免許更新制が導入されています。
制度導入以前に教員免許状を授与されたことがない方(初めて教員免許状を取得しようとしている方)の免許状には、所要資格を得た日から、10年間の有効期間が付されます。
また、免許状を授与する根拠となる所要資格を得た日から10年を経過している場合には、教員免許状更新講習の課程を修了していなければ免許状の授与申請はできません(平成21年3月31日以前に授与された教員免許状を有する方を除きます。)

※教員免許更新制については、文部科学省のホームページで確認できます。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm